

衆院議員定数削減法案の強行採決に抗議し、

国民の意思を反映する真の選挙制度を実現するよう求める決議

- 1 民主党は、衆院の議員定数を削減する法案（以下「本法案」という）の委員会審議を、すべての野党が欠席する中で単独で続けてきた。本法案は、衆院の小選挙区の定数を「0増5減」するとともに、比例代表部分の定数を40削減し、一部に「連用制」を導入するというものである。
2012年8月27日、民主党は本法案の委員会採決を単独で強行し、さらに翌28日には衆院本会議にて大半の野党が退席する中で強行採決し、参院に送付した。青年法律家協会弁護士学者合同部会は、憲政史上例を見ない強引な採決姿勢に対して、強く抗議するものである。
- 2 選挙制度は議会民主主義の根本をなすものであって、各政党・会派間で慎重な議論を行なう必要があるところ、衆院の選挙制度に関しては、2011年10月から各党協議会が開始され、各政党・会派間で討議を行なってきた。この中では、小選挙区制度を改めるべき、中選挙区制度の復活がふさわしいなどの意見も出るなど、抜本的に現在の選挙制度を改革すべきとの意見が強く出されていた。
しかし、民主党はこの議論を一方的に打ち切って本法案を委員会へ提出し、本法案の趣旨説明、質疑まですべて民主党のみで行い、委員会採決を強行した。11野党の幹事長らはこの委員会採決は暴挙との認識で一致し、横路孝弘衆院議長に本会議で採決しないように要求するも民主党の姿勢は変わらず、本会議での強行採決となった。国会の会期末は9月8日に迫っており、本法案について参院での十分な審議時間は確保されないのは明らかな中での採決であった。
- 3 最高裁判所で違憲状態と判断された現行の制度の改革は、2013年8月までの衆院の任期に鑑みればまったなしの状況にある。当部会は、民主党の本法案の強行採決に強く抗議し、各政党・会派に対して、さらなる熟議により、国民の意思を公正に反映する真の選挙制度を実現するよう、強く求めるものである。

2012年 9月 8日
青年法律家協会弁護士学者合同部会
第2回常任委員会